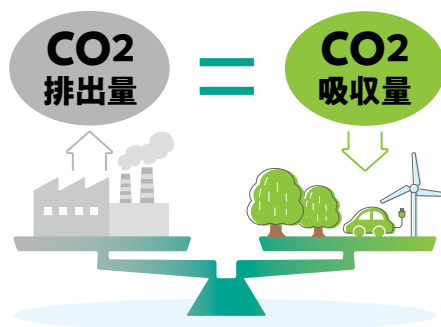


カーボンニュートラル社会の実現に向けて

カーボンニュートラルとは？

二酸化炭素の排出と吸収が相殺されている状態のことをいいます。

本市では、令和4年5月に2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体(ゼロカーボンシティ)として、カーボンニュートラル社会の実現に向けて取り組むことを表明しました。



カーボンニュートラル社会の実現に向けて、電気自動車等の普及促進のため、**集合住宅**に設置する**充電設備購入費**に対して**補助金**を交付します。



●対象者

国の補助金「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けている人で次に該当する人

- ・集合住宅の管理組合
- ・集合住宅を所有している人等
- ・上記の人から承諾を受けて、補助対象設備を設置し所有するリース事業者、カーシェアリング事業者等

●対象設備

普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント

●対象経費

充電設備購入費(設置工事費は対象外)

●上限基数

- ・普通充電設備、充電用コンセントスタンドは合計5基まで
- ・充電用コンセントは集合住宅駐車場の収容台数又は10基のいずれか低い数

●その他

- ・補助金には交付上限額があり、充電設備の種類等により異なります
- ・補助金交付決定以前に事業着手している場合は、交付できません
- ・補助金はなくなり次第終了します

●申請方法

6月1日(木)～12月28日(木)に、申請書類を持参又は郵送(必着)で環境都市推進課(446-8501住所不要)へ
※事業着手(補助対象となる充電設備の発注、支払い及び当該充電設備の設置に係る工事の開始)の5開庁日前までに提出してください。

※提出前に同課に連絡してください。

※工事終了後、実績報告書を来年3月29日(金)までに同課へ提出してください。



国の補助金と安城市の補助金のしくみ

国の補助金では、充電設備購入費と工事費に対して補助金が出ます(工事の規模等により費用・補助額は異なります)。本市では、充電設備購入費に係る国の補助金と同額の補助金を交付します。

【国の補助金】

「充電設備購入費の50%補助」
+「工事費の100%補助」



【安城市の補助金】

「充電設備購入費の50%補助」

本市では次世代自動車購入費に対する補助も行っています。
詳細は本紙4月号28ページを参照してください。

